## 日本家族社会学会倫理綱領

## 〔策定の趣旨と目的〕

日本家族社会学会は、家族社会学の研究・教育および学会運営にあたって依拠すべき倫理上の基本原則と理念として、ここに「日本家族社会学会倫理綱領」を定める。

本綱領は、日本家族社会学会会員(以下、会員)が心がけるべき倫理綱領であり、会員は、家族社会学の研究・教育の進展のため、そして社会の信頼に応えるためにも、本綱領を十分に認識し、遵守しなければならない。

家族社会学の研究は、個々の家族や人間や集団を対象にしており、対象者の人権を最大限尊重し、社会への影響について配慮すべきものである。また家族社会学の教育・指導をする際には、本綱領にもとづいて、倫理的な問題について十分配慮し、学習者にも注意を促さなければならない。

会員は研究者としての社会的責任と倫理、対象者の個人情報の保護ならびに人権の尊重、 被りうる不利益への十二分な配慮などの基本的原則に従い研究活動を行うもので、研究の 目的や手法、その必要性、起こりうる社会への影響について何より自覚しなくてはならない。

家族社会学の研究・教育の発展と質的向上、創造的な研究の一層の発展のためにも、本綱領は社会的に要請され、必要とされている。本綱領は、日本家族社会学会会員に対し、研究・教育における倫理的な問題への自覚を強く促すものである。

第1条 [公正と信頼の確保]会員は、研究・教育を行うに際して、また学会運営にあたって、公正を維持し、社会の信頼を損なわないよう努めなければならない。

第2条 [目的と研究手法の倫理的妥当性]会員は、社会的影響を配慮して、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮しなければならない。

第3条 [個人情報の保護と人権の尊重]会員は、社会調査を実施するにあたって、また 社会調査に関する教育を行うにあたって、調査対象者の個人情報の保護と人権の尊重に最 大限留意しなければならない。会員は、研究成果の公表においても、調査対象者の個人情 報の保護に最大限留意しなければならない。

2 会員は、会員相互の個人情報の保護と人権の尊重に最大限留意しなければならない。 第4条 〔差別の禁止〕会員は、思想信条・性別・性的指向・年齢・出自・宗教・民族的背景・障害の有無・家族状況などに関して差別的な取り扱いをしてはならない。

第 5 条 [ハラスメントの禁止] 会員は、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど、ハラスメントにあたる行為をしてはならない。

第6条[研究資金の適正な取扱い]会員は、研究資金を適正に取り扱わなければならない。 第7条 [著作権侵害の禁止]会員は、研究のオリジナリティを尊重し、著作権などを侵害 してはならない。剽窃・盗用や二重投稿をしてはならない。

第8条 [研究成果の公表]会員は、研究の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表

に努め、社会的還元に留意しなければならない。

第9条 〔相互批判・相互検証の場の確保〕会員は、開かれた態度を保持し、相互批判・相 互検証の場の確保に努めなければならない。

## 付則

- (1) 本綱領に関する問い合わせは、日本家族社会学会理事会が対応する。
- (2) 本綱領は 2009 年 9 月 12 日より施行する。
- (3) 本綱領の変更は、日本家族社会学会理事会の議を経ることを要する。

会員が所属機関でハラスメント・研究資金の不適正な取扱い・著作権侵害等で処分を受けた場合の要請

日本家族社会学会では、会員の自由で公正な研究教育活動を促進する目的で倫理綱領を 定めています。この趣旨にのっとり、理事会では、会員が、所属機関において上記の理由 で処分を受けた場合には、学会役員、委員会委員および学会から依頼する大会関連の役割 を辞退していただくよう要請することとします。

期間:所属機関での処分の日より1年間